

秋田市上下水道局告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、秋田市上下水道事業に係る公金の収納の事務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和7年4月10日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜根男

1 収納事務を委託した者の住所および氏名

岐阜県岐阜市日置江一丁目58番地

株式会社電算システム

代表取締役 高 橋 譲 太

2 委託した公金の収納事務の範囲

水道料金、小規模水道水道料金、下水道使用料、農業集落排水施設使用料、個別排水処理施設使用料および特定地域生活排水処理施設使用料のコンビニエンスストアおよび電子決済による収納事務

3 受託者が提携するコンビニエンスストア本部および電子決済システム提供事業者

株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、山崎製パン株式会社、ミニストップ株式会社、株式会社ポプラ、株式会社セイコーマート、株式会社しんきん情報サービス、ビリングシステム株式会社、LINE Pay株式会社、PayPay株式会社、楽天銀行株式会社、株式会社ゆうちょ銀行（銀行Pay代表幹事行）、KDDI株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社NTTドコモおよび楽天ペイメント株式会社

4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで